

## 対談

# 消費税争訟事案の現状と展望

北海道大学大学院法学研究科教授 佐藤修二  
 弁護士法人北浜法律事務所 弁護士・税理士 安田雄飛

従来、「国税」と言えば所得税、法人税がメインの税目だったが、令和元年10月に消費税率が10%に引き上げられたことにより、現在は消費税が税収の最も多い国税となっている。これに伴い今後予想されるのが、消費税を巡る紛争の増加だ。既に消費税に関する審査請求、訴訟は毎年少なからず発生しており、審査請求においては取消事例も多い。

本対談では、ともに東京国税不服審判所で国税審判官を務めた経験を持つ北海道大学大学院法学研究科の佐藤修二 教授と弁護士法人北浜法律事務所の安田雄飛 弁護士・税理士に「消費税争訟事案の現状と展望」とのテーマで語っていただいた。消費税が主な争点となった訴訟における主な納税者勝訴事例、取消裁決における判断のポイントや特徴、消費税法の規定の解釈が問題となる場合の論点、さらにインボイス制度の施行に伴う消費税争訟事案の今後の展望など、話題は多岐に及んだ。消費税を巡る紛争では私法上の法律関係の認定が中心的な争点となることが多いだけに、税理士等には新たな気付きを与えるであろう貴重な対談となった。

## はじめに

**佐藤：**今回は、北浜法律事務所の安田雄飛先生に、消費税に関する争訟事案の最近の動向について伺いたいと思います。安田先生は、国税不服審判所の任期付職員の経験を有しておられ、現在は、租税争訟（訴訟・審査請求）に精力的に取り組んでおられます。まずは、安田先生に自己紹介をお願いいたします。

**安田：**今回は対談の機会をいただきありがとうございます。

M&Aなど企業法務を経験した後、平成28年7月から3年間、東京国税不服審判所に国税審判官として勤務し、退官後は、税務調査対応や審査請求、訴訟といった租税争訟を主に取り扱っております。審判所では、法人税や国際課税のほか、消費税に関する審査請求事案に多く携わりました。たまたま携わる機会が多かったということに加えて、消費税事案は、国税職員や税

最新号（1月15日号）の掲載記事となります。本記事を読むには無料見本誌をご請求ください。